

中小企業信用保険法第2条第5項第5号(イ)の認定事務取扱要領

1 認定基準について

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定により経済産業大臣の指定を受けた業種(以下、「指定業種」(注1)という。)に属する事業を行う札幌市内の中小企業者(法人の場合は「本店登記が札幌市内にあること」、個人の場合は「主たる事業所の所在地が札幌市内にあること」が必要です。)で、最近3か月間(注2)の売上高又は販売数量(注3)(建設業の場合は、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が、前年同期の売上高等に比して10%以上減少していること。ただし、平成23年4月1日から令和7年3月31日までに認定申請を行う場合は、「最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。」とする。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響を受けている中小企業者にあつては、セーフティネット保証4号(中小企業信用保険法第2条第5項第4号)の指定期間中、「原則として最近1ヶ月間の売上高又は販売数量(建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月に比して5%以上減少しており、かつその後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること」とすることも可能。

注1:「指定業種」は、経済産業省告示「中小企業信用保険法第2条第5項第5号の特定業種指定について」によるものとし、業種は細分類での認定となります。業種の定義については「日本標準産業分類」をご参考ください。

注2:「最近3か月間」は、申請日から6か月以内(申請月を除く)で、売上高が確定している最新月から起算した連続する3か月間とします。例)令和元年11月に申請する場合は、「令和元年5月～令和元年10月のうちの連続する3か月間(5・6・7月、6・7・8月、7・8・9月、8・9・10月)」と「平成30年の同じ3か月間」との比較で認定基準を満たすことが必要です。

注3:販売数量は、単価が同一である単一製品を取扱う中小企業者のみが利用できます。

2 認定申請手続について

(1) 別表にて、認定要件①～⑥のうちどの認定要件に基づいて申請を行うかをご確認ください。認定要件により認定申請書の様式及び必要書類が異なります。

(2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書、売上高等に関する資料に必要な事項をご記入のうえ、下記の必要書類を添付して申請してください。ただし、新型コロナウイルスの影響を鑑み、下線の引かれている書類は、添付省略可能としております。

なお、申請受付時間は9:00～12:00、13:00～16:30です。

共通書類	売上高	<ul style="list-style-type: none"> 企業全体の最近3か月間及び前年同期における売上高等を確認できる試算表 ※試算表の添付が困難な場合には次のいずれかの書類も可 例)元帳、請求書、通帳の写しなど 《上記に加え、認定要件ごとに必要となる書類》 ・【イ②】主たる事業の最近3か月及び前年同期の試算表等 最近1年間の企業全体の売上高を業種ごとで確認できる試算表等 ・【イ③】申請書に記載した指定業種の、最近3か月及び前年同期の試算表等
	業種	<ul style="list-style-type: none"> 申請書に記載した業種を営んでいることが確認できる資料 (謄本、税務申告書、許認可証、会社案内、製品パンフレット、ホームページなど)
法人の場合		<ul style="list-style-type: none"> 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の原本又は写し 決算報告書の原本又は写し(直近1期分)
個人の場合		<ul style="list-style-type: none"> 確定申告書(直近1期分)※事業所の所在地及び業種名が確認できるもの

(3) 札幌中小企業支援センターで受付を行い、原則翌営業日以降に札幌市公印を押印した認定申請書を認定書として交付いたします。

(4) 認定書は、有効期間内(30日間)に金融機関又は信用保証協会に提出してください。

【相談・申請受付窓口】

札幌中小企業支援センター
(事業者向けワンストップ相談窓口)
所在地:札幌市中央区北1条西2丁目
北海道経済センタービル2階
電話:011-231-0568

【制度の運用】

札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部
商業・経営支援課金融・経営支援担当係
所在地:札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市役所本庁舎15階

--	--	--

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(イ-⑥)

(あて先) 札幌市長

令和 年 月 日

所在地

申請者 企業名

代表者

電話番号

※いずれかを○で囲む

私は、表に記載する業を営んでいるが、新型コロナウイルス感染症に起因して、下記のとおり(売上高・販売数量)の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)

--	--	--

※表には指定業種であって、売上高等の減少が生じている事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。

当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

記

売上高等

(1) 前年の全体の売上高等に対する、上記の表に記載した指定業種に属する事業の売上高等の減少額等の割合

ア 最近1か月間の売上高等

$$\frac{B-A}{D} \times 100 \quad \text{割合} \quad \%$$

A: 申込時点における最近1か月間の指定業種に属する事業の売上高等

円

B: Aの期間に対応する前年同期の指定業種に属する事業の売上高等

円

D: Aの期間に対応する前年同期の企業全体の売上高等

円

イ 最近3か月間の売上高等の実績見込み

$$\frac{(B+F)-(A+E)}{D+G} \times 100 \quad \text{割合} \quad \%$$

E: Aの期間後2か月間の指定業種に属する事業の見込み売上高等

円

F: Eの期間に対応する前年の2か月間の指定業種に属する事業の売上高等

円

H: Eの期間に対応する前年の2か月間の企業全体の売上高等

円

(2) 企業全体の売上高等の減少率

ア 最近1か月間の売上高等

$$\frac{D-C}{D} \times 100 \quad \text{減少率} \quad \%$$

C: Aの期間に対応する企業全体の売上高等

円

イ 最近3か月間の売上高等の実績見込み

$$\frac{(D+H)-(C+G)}{D+H} \times 100 \quad \text{減少率} \quad \%$$

G: Cの期間後2か月間の企業全体の見込み売上高等

円

札幌商第 号

令和 年(年) 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間: 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

札幌市長 秋元 克広

(留意事項)

1 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

2 本認定書の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行う必要があります。

売上高等に関する資料

【売上高が減少している指定業種の最近1か月の売上高】

売上高が減少している 指定業種※1,※2	年 月 (最近1か月の売上高)	年 月 (前年同期の売上高)	減少額【B-A】
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
合 計	A= 円	B= 円	円

【企業全体の最近1か月間の売上高等】

年 月 (最近1か月の売上高)	年 月 (前年同期の売上高)	減少額【D-C】
C= 円	D= 円	円

【売上高が減少している指定業種の2か月の見込み売上高】

売上高が減少している 指定業種※1,※2	年 月～ 月 (2か月の見込売上高)	年 月～ 月 (前年同期の売上高)	減少額【F-E】
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
合 計	E= 円	F= 円	円

【企業全体の2か月間の見込み売上高等】

年 月～ 月 (2か月の見込売上高)	年 月～ 月 (前年同期の売上高)	減少額【H-G】
G= 円	H= 円	円

※1: 表には認定申請書に記載する指定業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)と同じ業種を記載。

売上高が把握できている指定業種のみ記載でも可。

※2: 指定業種の売上高を合算して記載することも可。

(注) 認定申請にあたっては、表に記載している指定業種に属する事業を営んでいることを確認できる書類や、上記の売上高が確認できる資料(試算表、元帳など)の添付が必要です。

(注) 販売数量の減少の場合には数量と単位を記載してください。ただし、単価の異なる製品を取り扱う場合には利用できません。

上記の記載事項は、当社の内部管理資料と相違ありません。

令和 年 月 日

申請者(企業名・代表者)

《記載内容に関するお問い合わせ先》

お名前(所属)

電話番号